

令和5年（ワ）第17364号、令和5年（行ウ）299号

若年成人被選挙権剥奪違憲確認等請求事件

原告 能條桃子、中村涼香、中村涼夏、久保遼、Chico. 吉住海斗

被告 国

証拠説明書1（甲B号証）

2023年8月28日

東京地方裁判所民事第2部 御中

原告代理人弁護士 戸田善恭

同 井桁大介

同 谷口太規

同 亀石倫子

同 西愛礼

号証	標目（原本・写しの別）		作成年月日	作成者	立証趣旨
甲 B1	宇野重規『民主主義とは何か』36-51 頁 抜粋	写し	2020 年 10 月 20 日	宇野重規	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 古代ギリシアで民主政治の基礎が築かれたこと。</li> <li>・ 市民は民会でポリスの政策について演説し、最終的に議案を採決にかけることができたこと。</li> <li>・ 民会では、すべての公職が抽選で選ばれ、すべての市民がポリスを運営していく責任を負う可能性があったこと。</li> <li>・ 市民とは、選挙権と被選挙権を一体として併せ持つ身分であり、民会に参加し、公職に就き、さらに裁判の陪審員となる資格を指していたこと。</li> </ul>
甲 B2	橋場弦『民主主義の源流 古代アテネの実験』112-149 頁 抜粋	写し	2016 年 1 月 8 日	橋場弦	古代ギリシアにおいては、市民の資格に財産要件はなく、市民の家に生まれた男子は満 18 歳で市民として登録されていたこと。
甲 B3	渡辺康行他『憲法 I 基本権』423 頁抜粋	写し	2016 年 4 月 20 日	渡辺康行 他	被選挙権が憲法上の権利であることについては最高裁の他の判示でも繰り返されており、学説上もこの立場が通説となっていること。

甲 B4	長谷部恭男編『注釈 日本国憲法(2)』226 頁抜粋	写し	2017年1月 30日	長谷部恭 男	被選挙権が憲法15条1項 によって保障される根拠 は、立候補の自由の保障と 選挙権の自由な行使が表 裏の関係にあることに求 められること。
甲 B5	辻村みよ子『憲法 (第7版)』310-318 頁抜粋	写し	2021年3月 31日	辻村みよ 子	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被選挙権を基本的権利と 解して憲法上の選挙原則 をこれにも適用しようと する見解が有力となった こと。</li> <li>・立候補は、主権者にとっ て議員の選出と同様に重 要な主権行使の一形態で あり、被選挙権も立候補に よる主権行使の権利とし て捉えられる。したがって 被選挙権は、選挙権と同 様、15条1項を根拠とし て、立候補権を中心とする 主権者の個人的権利とし て理解されていること。</li> </ul>

甲 B6	青柳幸一『憲法上の権利としての立候補の権利』慶應義塾創立百二十五周年記念論文集 75～97 頁抜粋	写し	1983 年 10 月	青柳幸一	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被選挙権は単に選挙権に対応する受動的概念に留まるものではなく、国民主権の原理から認められる権利であること。</li> <li>・被選挙権は国家の統治構造の基本を定める憲法において認められた権利であり、すべての主権者に当然に認められる「代表になり得る権利」であり、公務就任権であること。</li> </ul>
甲 B7	杉原泰雄『地方自治の憲法論(補訂版)』154-159 頁抜粋	写し	2011 年 7 月 25 日	杉原泰雄	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民主権は、日本国憲法下においてすべての公権力の組織と運営の在り方を規律する原理であるから、地方公共団体の組織と運営の在り方も当然に国民主権原理により規律されること。</li> <li>・地方自治の本旨は国民主権原理を前提にしていること。</li> </ul>

甲 B8	佐藤幸治『日本国憲法論（第 2 版）』440-445、594-598 頁抜粋	写し	2020 年 9 月 20 日	佐藤幸治	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国民は憲法制定権力の担い手として憲法を通じて統治権を中央と地方に分割し、立憲民主主義の観点からそれぞれにふさわしい権力を配分しており、地方議会も国民の主権行使の表れであること。</li> <li>・ 憲法 44 条は国会議員の被選挙権について選挙権の場合と同様に差別を禁止しており、この理はその他の公務員の被選挙権についても妥当すること。</li> </ul>
甲 B9	渋谷秀樹『憲法（第 3 版）』736 頁抜粋	写し	2017 年 4 月 30 日	渋谷秀樹	<p>地方政府も中央政府もそれぞれ統治団体たる国および地方統治団体のもつ統治権を行使する政府である点では同じで、明らかな相違は、統治権の及ぶ範囲の広狭、つまり全国に及ぶか、それとも当該地方統治団体の地方統治権の領域内にとどまるかという点にあるに過ぎないこと。</p>

甲 B10	佐野誠編『ドイツ・ナチズム期におけるユダヤ人立法の法史的・法思想的研究:研究成果報告書』平成 16 年度～平成 17 年度科学研究費補助金(基盤研究(C))研究成果報告書	写し	佐野誠	2006 年 5 月	ナチス政権下のドイツで制定されたニュルンベルク法によって、ユダヤ人等の被選挙権を含む政治的権利が剥奪されたこと。
甲 B11	前谷宏「有権者の 8%が被選挙権を剥奪『第 2 のソ連だ』と野党指導者」毎日新聞	写し	前谷宏	2021 年 11 月 20 日	プーチン政権への抗議活動を行った野党候補が抗議活動への参加等を理由として立候補の権利を剥奪されており、全有権者の 8%(少なくとも推計約 900 万人)が立候補の権利を奪われたこと。
甲 B12	ヒューマン・ライツ・ウォッチ「ビルマ:総選挙に根本的欠陥 選挙実施プロセスのかなめに組み込まれる不正と差別」	写し	ヒューマン・ライツ・ウォッチ	2015 年 11 月 4 日	ミャンマーではロヒンギヤ民族が政治的な理由で投票プロセスから排除されており、2015 年 11 月に行われた総選挙では被選挙権が与えられなかったこと。

甲 B13	安田信介「来月総選挙のカンボジア、野党を排除・・・支持者には与党から替え強要『拒否なら獄舎に入れる』」読売新聞	写し	安田信介	2023年6月24日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2023年7月23日のカンボジア総選挙に参加予定であった有力野党 CLP に所属する全議員が、書類不備を理由に立候補資格を剥奪されたこと。</li> <li>・フン・セン首相が長男フン・マネット陸軍司令官に首相の座を譲る意向を示したこと。</li> </ul>
-------	---	----	------	------------	--

甲 B14	<p>           柚正夫『日本選挙制度史：普通選挙法から公職選挙法まで』            3-25 頁、69-97 頁、            200-229 頁、            269-319 頁抜粋         </p>	写し	柚正夫	1986 年 4 月 10 日	<p>           ・日本の戦後の選挙立法の特徴としては、選挙権・投票権の拡大には積極的だが被選挙権の実現には消極的・制限的な姿勢であると指摘されており、かかる「立候補制限強化の措置は多分に選挙法立法にあたる現職議員の競争者排除の保身策」であったと評価されていること。         </p> <p>           ・1945 年 8 月に成立した東久邇内閣は選挙法改正を急いだが、その意図は「選挙過程のシステムの民主化ではなく、総選挙の早期の実行」にあったこと。また、戦後の選挙法改正は、国民主権原理に基づく選挙法制度の確立という意図が乏しい中、「日本の非軍事化・民主化についての米国を主とした連合諸国の意向」と旧来システムの調整を図るものであったこと等。         </p>
甲 B15	<p>           湯浅壘道「被選挙権の法的性質をめぐる近時の議論」選挙研究 24 卷 2 号         </p>	写し	湯浅壘道	2009 年	<p>           国政選挙に関する原則は地方選挙においても適用されること。         </p>



甲 B16	芹沢斉他編『新基本法コンメンタール憲法』 315-320 頁、485-500 頁抜粋	写し	渋谷秀樹 林知更	2011 年 11 月 11 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・憲法 43 条 1 項の「国民の代表」は「全住民を代表する」と読み替えられること。</li> <li>・同条の「公務員」には、地方公共団体における選挙の被選挙権も当然含まれること。</li> <li>・普通選挙制度における平等取り扱いの要請は地方公共団体の選挙における被選挙権にも準用されること。</li> <li>・憲法 44 条但書は主権者たる国民の平等な政治参加を実質的に保護するために被選挙権（「議員・・・の資格」）の差別禁止を定めていること。</li> </ul>
甲 B17	杉原泰雄『憲法Ⅱ統治の機構《有斐閣法学叢書》』 176-191 頁抜粋	写し	杉原泰雄	1989 年 11 月 20 日	<p>普通選挙制度とは、財産、性別、教育等によって選挙権・被選挙権を制限する制限選挙制度に対するものであり、国民の諸々の属性によって選挙権・被選挙権を制限することなく、成年者でさえあれば一律にこれらの権利を認める選挙制度であること。</p>

甲 B18	大石眞『憲法概論 Ⅱ：基本権保障』 429-436 頁抜粋	写し	大石眞	2021 年 12 月 25 日	日本国憲法が予定している直接参政権の行使方法は、被選挙権を行使して公職に就任すること、憲法改正の国民投票（96 条 1 項）で表決権を行使することの二つであること。
甲 B19	衆議院事務局『衆議 院議員選挙法改正 案の沿革』120-149 頁抜粋	写し	衆議院事務 局	1919 年 2 月 25 日	選挙法改正案を提出した伊藤博文が、当初の制定法について「未だ嘗て経験のない所であります故に政府に於ては深く之に注意を加えて成るべく憲法上の進行を平穩に運ぼうと用心を致して拵えました故に資格の上に於ても余程高めてあったのであります」と述べていたこと。
甲 B20	自治大学校編『戦後 自治史Ⅳ 衆議院 議員法の改正』6-9 頁抜粋  7 頁以下（1961 年）	写し	自治大学校	1961 年 10 月 1 日	1945 年の衆議院議員法改正の際、被選挙権年齢については「大勢は 5 年ずつ引き下げて、20 歳・25 歳にするという意見」が多かったこと。

甲 B21	全国選挙管理委員会『選挙制度国会審議録 第一輯』4・50 頁抜粋	写し	全国選挙管理委員会	1951年1月	被選挙権年齢について1945年の衆議院議員法改正時に行われた議論においては、参政権が国民権原理に基づく国民の権利であるとの発想はほとんどなく、天皇主権当時と同じく、参政権は政府が国民に与えるものという感覚が維持されていたこと。
甲 B22	宮沢俊義(芦部信喜補訂)『全訂日本国憲法(第2版全訂版)』356-367 頁抜粋	写し	宮沢俊義	1978年	憲法44条の「教育」とは「ひろく知能の意味である。かならずしも学校の経歴のみを意味するのではない。たとえば、なんらかの考査方法により、知的な能力を調査し、その結果によって・・・被選挙権について差別することは、本条にいう「教育」による差別に該当する。」こと。

甲 B23	齋藤宙治『子どもと法 子どもと大人の境界線をめぐる法社会学』137-154頁、215-248頁抜粋	写し	齋藤宙治	2022年2月25日	<p>近時の研究から、以下の点が明らかとなっていること：</p> <p>①子どもや若者は一般的に低能力であるというステレオタイプを社会から持たれている集団であること、②人間の基本的認知能力（作業記憶能力や言語流暢能力）は、16歳までは伸び続けるが、それ以降は伸びないこと、③16歳と17歳の青少年の政治的成熟度は、大人と変わらないこと、④16歳の政治的知識、政治的関心、政治的スキル、政治的有効性、寛容性、社会奉仕活動は、すでに大人と同水準であること、⑤16歳はすでに多様な複雑な市民（citizenship）の概念を持ち合わせていること、⑥学齢期の子どもたちは、大人の権威による指導なしに自律的な意思決定をすることができ、自分たち自身のコミュニティー（学校）を民主的に運営することができ、自分たち自身の司法的な制度を運営することまでできる能力を持っていること。</p>
-------	---	----	------	------------	---

甲 B24	全国町村議会議長 会「第 66 回町村議 長全国大会：議会の 機能強化及び多様 な人材が参画する ための環境整備に 関する重点要望」	写し	全国町村議 会議長会	2022 年 11 月 9 日	全国町村議会議長会が「地 方議会議員の被選挙権年 齢を例えば 23 歳に引き 下げるべきである」と提言 していること。
甲 B25	地方議会・議員のあ り方に関する研究 会「地方議会・議員 のあり方に関する 研究会 報告書」	写し	地方議会・ 議員のあり 方に関する 研究会	2020 年 9 月	地方議会・議員のあり方 に関する研究会において「被 選挙権年齢について、選挙 権年齢と同じ 18 歳に引き 下げ」る旨の問題提起がさ れていること。

甲 B26	国立国会図書館調査及び立法考査局政治議会課編「主要国における被選挙権年齢（資料）」レファレンス 833 号、57-74 頁抜粋	写し	国立国会図書館調査及び立法考査局政治議会課	2020 年 6 月 20 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・OECD 加盟国 36 カ国(下院)のうち被選挙権年齢を 18 歳としている国は 21 カ国 (58.3%)、21 歳としているのは 9 カ国 (25%) であり、18 歳以上の者に被選挙権を与えてる国が過半数を占めていること。</li> <li>・ OECD 加盟国 36 カ国のうち二院制の国である 19 カ国においては、被選挙権年齢を 18 歳としている国が 8 カ国 (42.1%)、21 歳としている国が 2 カ国 (10.5%) であり 21 歳以上の者に被選挙権を与えている国が過半数を占めていること。</li> <li>・イギリスでは、選挙管理委員会が「被選挙権年齢の規定により包括的に立候補を規制しなくても、選挙人は選挙を通じて公選職にふさわしい人物か否かを決められる」等の勧告をし、これを受けて立法により被選挙権年齢が選挙権年齢と同じ 18 歳にまで引き下げられたこと。</li> </ul>
-------	---	----	-----------------------	-----------------	--

甲 B27 の 1	欧州評議会欧州地方自治体会議編「地方公自治体の選挙における立候補基準/原文：Criteria for standing in local and regional elections」8 頁、23 頁抜粋	写し	欧州評議会 欧州地方自治体会議	2015 年 3 月	欧州評議会欧州地方自治体会議加盟国 47 カ国中 35 カ国が地方議会の被選挙権年齢を 18 歳と定めていること。
甲 B27 の 2	甲 B27 の 1 号証翻訳文	写し	原告ら訴訟 代理人	2023 年 8 月 1 日	同上

<p>甲 B28 の 1</p>	<p>イギリス選挙委員会「選挙権年齢に関する調査及び勧告/原文 : Age of electoral majority, Report and recommendations」 62-63 頁抜粋</p>	<p>写し</p>	<p>イギリス選挙委員会</p>	<p>2004 年 4 月</p>	<p>イギリスでは、選挙管理委員会が「世界的に最も一般的なアプローチは、選挙権と被選挙権の最低年齢を一律に定めることである」とした上で、両者の最低年齢に「差異を設けるべき」という主張は」、日本政府の立場と同様、「有権者になるよりも候補者になる方が人生経験を積む必要がある」という考えに基づいている」が、当時のイギリスの最低年齢であった 21 歳未満であっても「選挙を通じて代表者になることに関心があり、政治家として適切に行動できる人がいる」とし、選挙という過程が、「国民が公職に就くのにふさわしい人物とそうでない人物を決定する」ために十分効果的で柔軟なメカニズムを提供していることを指摘し、選挙権年齢を 18 歳としながら、被選挙権年齢を選挙権年齢に合わせない合理的な理由が見当たらないとして、「立候補の最低年齢を 21 歳から、現在施行されている最低投票年齢である 18 歳に引き下げることを」勧告したこと。</p>
----------------------	--	-----------	------------------	-------------------	---



甲 B28 の 2	甲 B28 の 1 号証翻 訳文	写し	原告ら訴訟 代理人戸田 善恭	2023 年 8 月 1 日	同上
甲 B29	毎日新聞「社説：地 方議員のなり手不 足 自治の根幹守 る手立てを」毎日新 聞朝刊政治面	写し	毎日新聞	2023 年 4 月 21 日	2023 年 4 月に行われた統 一地方選挙では、「全国 373 町村議選で総定数の 30.3% に上る 1250 人が無投票で 当選し」、「候補者数が定数 を下回る議会も 20 あった」 こと。
甲 B30	全国都道府県議会 議長会「第 14 回都 道府県議会提要（令 和元年）」	写し	全国都道府 県議会議長 会	2019 年	都道府県議会の年齢構成 は 50 歳以上が 70.7%を占 めていること。
甲 B31	全国町村議会議長 会「第 67 回町村議 会実態調査結果の 概要（令和 4 年）」 3-8、52-54 頁抜粋	写し	全国町村議 会議長会	2022 年 2 月	全国の町村議会議員の年 齢は、60 歳以上 70 歳未満 で 40.5%、70 歳以上 80 歳 未満で 34.0%を占め、50 歳以上の合計が 90.3%に 上ること。
甲 B32	鈴木隼人「イギリス の事例が示す、被選 挙権年齢引下げの 意義」言論プラット フォームアゴラ	写し	鈴木隼人	2018 年 3 月 18 日	イギリスでは被選挙権年 齢の引き下げが行われる 前の 2005 年時点におい て、18 歳から 24 歳の若者 の投票率は約 40%だった が、被選挙権年齢引き下げ 後の 2017 年には、同年齢 の投票率が約 70%まで上 昇したこと。

甲 B33 の 1	チャールズ・マクリ ーン「統治機構にお いて若者が少数派 であることは社会 支出に影響を与え るか/原文 : Does the Underrepresenta tion of Young People in Political Institutions Matter for Social Spending?」ハーバ ード大学ウェザー ヘッドセンター国 際問題研究所日米 関係プログラム	写し	チャール ズ・マクリ ーン	2021年4 月	若年層の政治家が増える と、インフラへの長期投資 を通じて児童福祉への支 出を増加させるなど、若年 層の幸福に影響を与える 支出に大きな影響を与え る将来志向の政策が増加 する傾向にあること。
甲 B33 の 2	甲 B33 の 1 号証翻 訳文	写し	原告ら訴訟 代理人	2023年8 月1日	同上
甲 B34	「特別企画・藤田宙 晴先生と最高裁判 所(2)」法学教室 401 号 39-55 頁抜粋	写し	藤田宙靖	2014年2 月	立法府は憲法が裁量を与 えた趣旨に沿って裁量を 適切に行使する義務を負 うこと。

以 上